

# 第3次南関町男女共同参画計画

令和3年 南関町

(令和6年3月 一部改正)

はじめに

わが国では、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、女性も男性も自らの個性を發揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができることを目指し、総合的な政策が展開されています。

本町においても平成23年3月に「南関町男女共同参画計画」を策定し、この計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮できる町づくりを進めてまいりました。

しかしながら、未だに性別による役割分担の意識が根強く、男女共同参画の意識が浸透していないという課題等があります。

今回策定いたしました第3次南関町男女共同参画計画では、第2次計画に引き続き「男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現」を基本目標に掲げ、あらゆる場での女性の地位向上を目指し、男女がともに生活しやすい社会の実現に向けて、積極的に計画を進めてまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政と町民や事業所の皆様が協働して進めていくことが重要です。今後とも皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御審議いただきました南関町男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

南関町長 佐藤 安彦

## もくじ

第1章 第3次男女共同参画計画の策定にあたって	P 4
1 計画策定の趣旨	
2 計画策定の背景	
(1) 世界の動き	
(2) 国の動き	
(3) 熊本県の動き	
(4) 南関町の動き	
第2章 計画の基本的な考え方	P 8
1 計画策定の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の目標	
4 計画の期間	
5 計画の基本理念	
第3章 重点目標と計画の行動方針	P 9
1 男女共同参画意識の改革	
行動計画1 あらゆる場での男女共同参画意識づくり	
2 男女の人権の尊重	
行動計画2 男女の個性と能力を尊重する意識づくり	
3 パートナーシップによる協働の推進	
行動計画3 男女共同参画の視点に立った教育、保育、学習の推進	
4 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進	
行動計画4 男女共同参画の環境づくり	
第4章 具体的な取り組み	P10
第5章 男女共同参画に関する推進体制の充実	P23
第2次男女共同参画計画における成果目標	P24
資料編	
男女共同参画社会基本法	P25

## 第1章 第3次男女共同参画計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

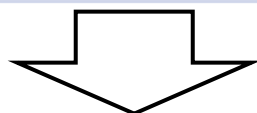
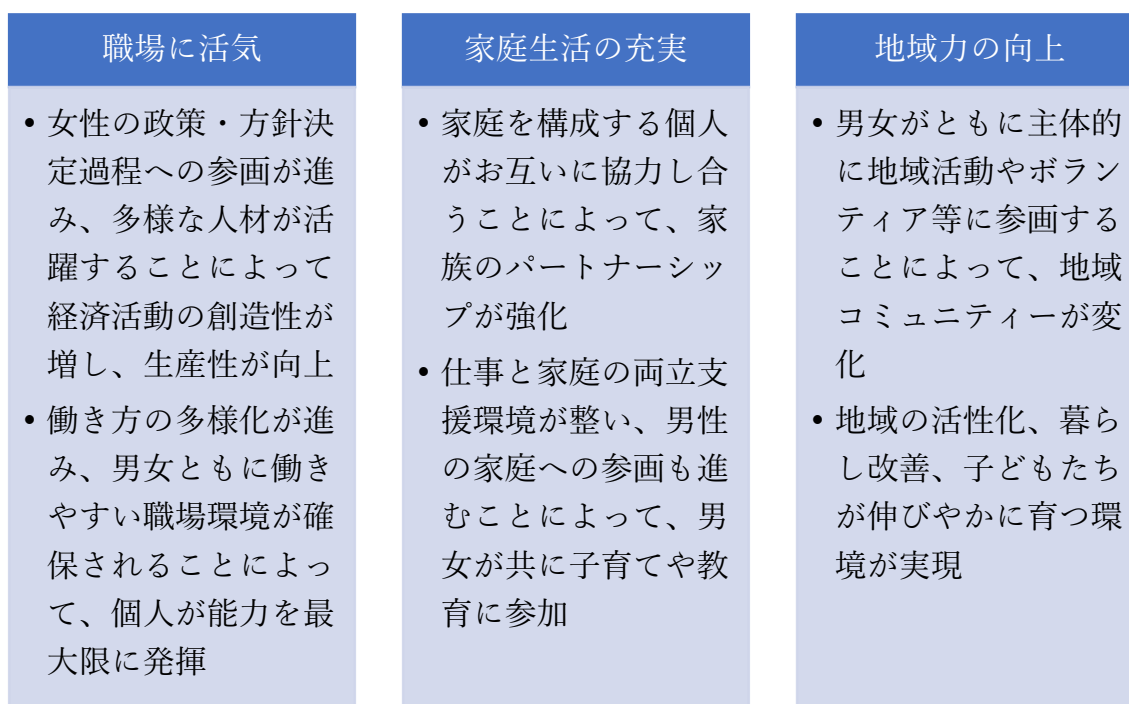
人口減少や高齢化社会が進み、社会情勢は大きく変わっています。その中で、自分らしくいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりがあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

男女共同参画社会づくりの取り組みを実効性のあるものとしていくため、国・県の動向や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの取り組みの検証を行いながら、本町の男女共同参画社会の形成に向けた方向性を明らかにし、その取り組みを総合的かつ計画的に推進する「第3次南関町男女共同参画計画」を策定します。

≫男女共同参画のイメージ図

(内閣府ホームページより)

**男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会**



## ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現。

## 2 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

男女共同参画は、女性の地位向上、女性の社会参加を目指すことから始まりました。

その契機となったのは、国連が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、同年に第1回世界女性会議をメキシコシティで開催、「国連婦人の10年」（1976～1985年）が定められたことによります。ここに、「平等・開発・平和」を目標に掲げ、国際連合の男女平等政策が確立されました。

その後、女性に対する差別を撤廃し、あらゆる分野での男女平等を達成するために「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という）が1979年（昭和54年）に国連総会で採択、性による差別禁止の原則が具体化されました。1985年（昭和60年）の世界女性会議がナイロビで開催され、「国連婦人の10年」の成果が検討、評価されました。

1995年（平成7年）に開催された北京会議では「平等・開発・平和のための行動」をテーマに、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメント実現を目指す方向性が示されることで、世界の女性政策が大きく飛躍するきっかけとなりました。2000年（平成12年）には、国連特別総会として「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」及び「成果文書」が採択されました。2006年（平成18年）には、「第1回東アジア男女共同参画局担当大臣会合」が東京で開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

2011年（平成23年）に「UN Women」が正式発足し、2012年（平成24年）に第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

2015年（平成27年）ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うことを目標に、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択されました。

### (2) 日本の動き

我が国では、1975年（昭和50年）に「国連婦人年」が定められたことをきっかけに女性の地位向上に関する初めての総合計画である「国内行動計画」が1977年（昭和52年）に策定されました。1985年（昭和60年）には、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめ、民法の一部改正や「男女雇用機会均等法」等の法整備が行われました。

1987年（昭和62年）には、「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議で採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が

策定されました。

1994年（平成6年）、総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部が設置され国内の男女共同参画体制が整備されました。1996年（平成8年）には、主な施策が男女を対象とし、意識の変革だけでなく、社会制度や慣行・慣習の見直しが盛り込まれた「男女共同参画2000年プラン」が策定され、このプランに基づいて男女共同参画社会の形成に向けた関連施策が推進されました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に向けて、基本理念や国、地方公共団体の責務等が定められている「男女共同参画社会基本法」が制定され、この基本法に基づき、2000年（平成12年）、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な課題について、調査・審議を進めていくため、内閣府に男女共同参画会議及び内閣府男女共同参画局が設置され、男女共同参画推進体制の充実が図られました。

2001年（平成13年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行。2014年（平成26年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へと改正しました。

2005年（平成17年）、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になること」を期待し、各分野への取り組みを推進することが明記されました。

2010年（平成22年）には、男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標の達成や「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」等の取り組みを推進することとしています。

さらに女性の活躍推進を経済活性化の起爆剤にすべく、2012年（平成24年）、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定され、翌2013年（平成25年）には「女性の活躍推進」の位置づけが日本再興戦略閣議決定されました。これを受け、2015年（平成27年）、「女性の活躍加速のための重点方針2015」が策定され、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律である「女性活躍推進法」が公布されました。同年、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 熊本県の動き

熊本県では、1977年（昭和52年）に商工労働水産部労政課に、初めて「婦人行政担当窓口」が設置され、1988年（昭和63年）には、福祉生活部県民生活総室に婦人対策室が設置されました。

男女共同参画社会を目指すための総合指針として1994年（平成6年）に「ハーモニープランくまもと」が策定され、男女共同参画社会への取り組み体制が確立されました。

2000年（平成12年）に環境生活部に男女共同参画課が設置され、2001年（平成13年）には、熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」が策定されました。

2002年（平成14年）には、県、県民、事業者及び市町村が連携・協力しながら、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを定めた「熊本県男女共同参画推進条例」が施行されました。また、男女共同参画社会づくりの拠点施設として、くまもと県民交流館パレア内に男女共同参画センターが設置されました。

2006年（平成18年）には、「ハーモニープランくまもと21」（平成13年3月策定）が策定後5年を経過したことから、国内外の様々な状況の変化を踏まえ、2006年度（平成18年度）から2010年度（22年度）までの5年間の重点的な取り組みを示した「行動計画」を新たに定め、「基本計画」についても見直されました。また、組織機構改革により男女共同参画・パートナーシップ推進課が総務部へ移管されました。

「くまもとの夢4ヵ年戦略」（平成20～23年度）に「男女共同参画の推進」を重点施策として取り上げ、女性の政策・方針決定過程への参画拡大等へ取り組みを推進してきました。2011年（平成23年）、男女共同参画社会の実現に向けたさらなる施策を推進していくため「ハーモニープランくまもと21（第3次）」を、2016年（平成28年）男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ社会の実現を目標とした「第4次熊本県男女共同参画計画」が策定されました。

### (4) 南関町の動き

2002年（平成14年）、荒尾玉名地域男女共同参画ネットワーク発足に伴い、福祉課に男女共同参画業務を設置しました。

2005年（平成17年）、第4次南関町総合振興計画で、「男女共同参画社会の推進」を明記しました。

2006年（平成18年）、南関町地域虐待防止対策連絡協議会を福祉課に設置し、構造改革により、男女共同参画業務が総務課へ移管されました。

2007年（平成19年）、南関町男女共同参画懇話会が委員10名で発足し、2008年

(平成 20 年) に男女共同参画に関する町民意識調査を実施しました。

2011 年(平成 23 年)に「第 1 次南関町男女共同参画計画」を策定、2015 年(平成 27 年)には「第 2 次南関町男女共同参画計画」を策定しました。

## 第 2 章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の目的

今日、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が最重要課題となっています。世界での国際連合を中心とした国際社会の動きを受け、国内でも男女共同参画の取り組みが進められています。日本国憲法第 11 条では、基本的人権の尊重がうたわれています。このように、法をはじめ制度においても整備が進んでいますが、地域、家庭、職場などでは、まだ男性優位との考えが多く見られます。また、少子高齢化が加速するなかで、地域社会の活性化のためにも、男女が共に責任を担い、積極的に参画することができる環境作りが重要です。

南関町では、男女共同参画計画を目指すため、2011 年(平成 23 年)3 月に「第 1 次南関町男女共同参画計画」を、さらに 2015 年(平成 27 年)9 月に「第 2 次南関町男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を展開してきました。そこで見えてきた課題などを踏まえ、「南関町で暮らす男女(ひと)がお互いを尊重しながら自分らしく、豊かで健康に、そして安心して生きられる社会の実現」を目指し「第 3 次南関町男女共同参画計画」を策定しました。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。

また、本計画の基本的理念(2)「男女の人権の尊重」に関連する部分は、本町における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に規定する基本計画として位置付けます。

さらに、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項の規定する市町村推進計画を包含するものとしします。



### 3 計画の目標

男女共同参画社会とは、男性も女性もすべての個人が人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

南関町では、

## 『男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現』

を目標として、職場、学校、家庭などが一体となり、女性も男性もさらにはすべての人が対等な立場で生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

### 4 計画の期間

令和3年度4月から令和8年度3月まで

### 5 計画の基本理念

#### (1) 男女共同参画意識の改革

男女共同参画社会の形成、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければなりません。そこで、一人ひとりが、社会の対等な立場で、個性と能力を認め合い、自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

#### (2) 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじるとともに、性別による差別をなくし、ひとりの人間として自己実現と能力が発揮できるまちづくりを目指します。

#### (3) パートナーシップによる協働の推進

女性が結婚や出産後継続して働き続けるためには、就業条件の整備や子育て・介護支援策の充実に加えて、男性の家庭生活や地域活動への参画を進めることが必要です。そのためには、ワーク・ライフ・バランスの視点に立って働き方を見直し、男女がともに支えあいながら、仕事と生活を両立していくことの重要性を社会全体にさらに浸透させていく必要があります。男女がお互いをパートナーとして理解し、支えあいながら、男女の社会生活と家庭生活が両立できるような環境づくりを目指します。

#### (4) 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の推進体制の整備と、関係者が連携した積極的な取組が必要であり、職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要です。

また、男女共同参画計画については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要ですが、これらの取組については、行政だけでなく、企業、各種団体及び県民すべてが連携を図り、各々が実践する事業をより効果的に推進していく必要があります。家庭と職場や学校、地域などあらゆる分野で固定的な性別分担や役割分担にとらわれず、両立できるようなまちづくりを目指します。

### 第3章 重点目標と計画の行動方針

#### 1 男女共同参画意識の改革

行動計画1 あらゆる場での男女共同参画意識づくり

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識づくり
- (2) 固定的性別役割分担意識、習慣、慣行の見直し

#### 2 男女の人権の尊重

行動計画2 男女の個性と能力を尊重する意識づくり

- (1) 人権尊重の理解と認識
- (2) あらゆる暴力の根絶

#### 3 パートナーシップによる協働の推進

行動計画3 男女共同参画の視点に立った教育、保育、学習の推進

- (1) 家庭、地域社会における男女共同参画の意識づくり
- (2) 就学前、学校教育における男女共同参画の意識づくり
- (3) 男女共同参画に関するパートナーシップの推進
- (4) 仕事と家庭生活の両立の支援
- (5) 教育、学習事業の推進

#### 4 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

行動計画4 男女共同参画の環境づくり

- (1) 政策や方針決定の場への女性の参画の推進
- (2) 働く場での男女共同参画の推進
- (3) 地域社会における男女共同参画の推進
- (4) 国際的理解の推進

- (5) 心身の健康づくりの支援
- (6) 安心して産み、育てられる支援の充実

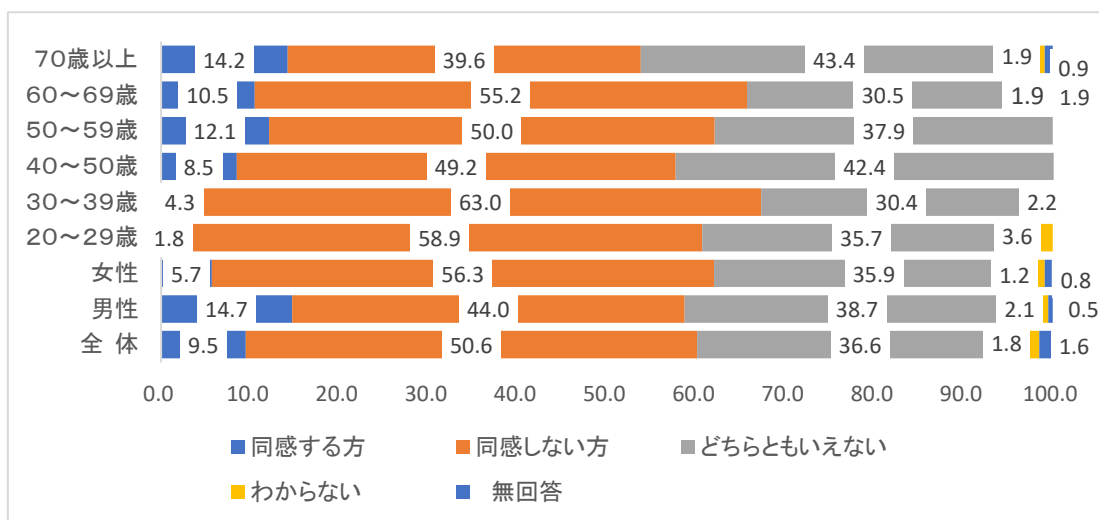
#### 第4章 具体的な取り組み

##### 1 男女共同参画意識の改革

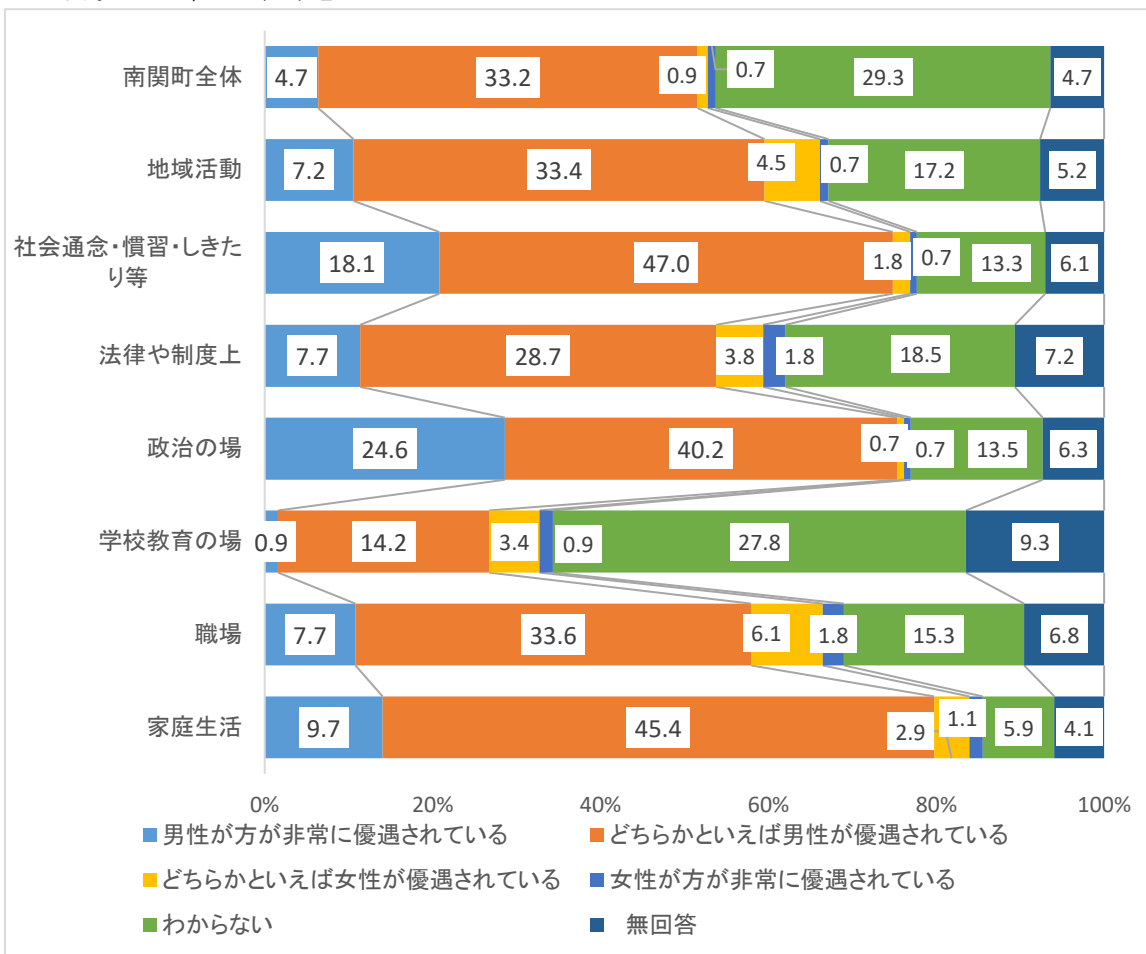
平成30年度に町民意識調査を行い、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方を尋ねました。全体では「同感しない方」が50.6%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が36.6%、「同感する方」が9.5%で続いています。男女別にみても、どちらも「同感しない方」が最も多い結果となっており、男性回答は44.0%、女性回答は56.3%となっています。年齢別にみると、70歳以上では「どちらともいえない」が43.4%で最も多く、「同感する方」は14.2%で他の年代よりも多くなっています。20～40歳代では「同感する方」の割合が1割未満ですが、50歳以上では1割を超えており、年齢が高くなるにつれ「同感する方」の割合が高くなっています。このことから、「男女平等の考えを持つ人」は増えていますが、このことから性別や年代別で見ると、考え方にそれぞれ違いがあるのが見てとれます。

これまでは、女性と男性について、無意識に役割を区別する考え方である固定的性別役割分担意識が家庭や職場などの社会において慣習的に存在し、過去から受け継がれてきました。現代では女性の社会進出が進みつつあり、更に女性が社会進出することに対する阻害要因の一つである固定的性別役割分担意識を見直すことは必然であるとともに、これまで家庭や職場などの社会において無意識に受け継いできた慣習や意識を是正し、男女が平等で、互いに認め合うような社会を形成するために、男女共同参画の意識づくりが必要です。

#### ■ 「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割固定する考え方



■ 男女の地位の平等感



行動計画1 あらゆる場での男女共同参画意識づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った意識づくり

具体的な取り組み	内 容	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	広報なんかん・町のホームページなどの広報媒体や出前講座等を活用し、男女共同参画についての啓発を推進します。	総務課 まちづくり課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、住民へ提供します。	総務課

(2) 固定的性別役割分担意識、習慣、慣行の見直し

具体的な取り組み	内 容	担当課
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた啓発活動や男性の家事等家庭生活への関心を高めるため「男性向け講座」を開催します。	総務課 健康推進課

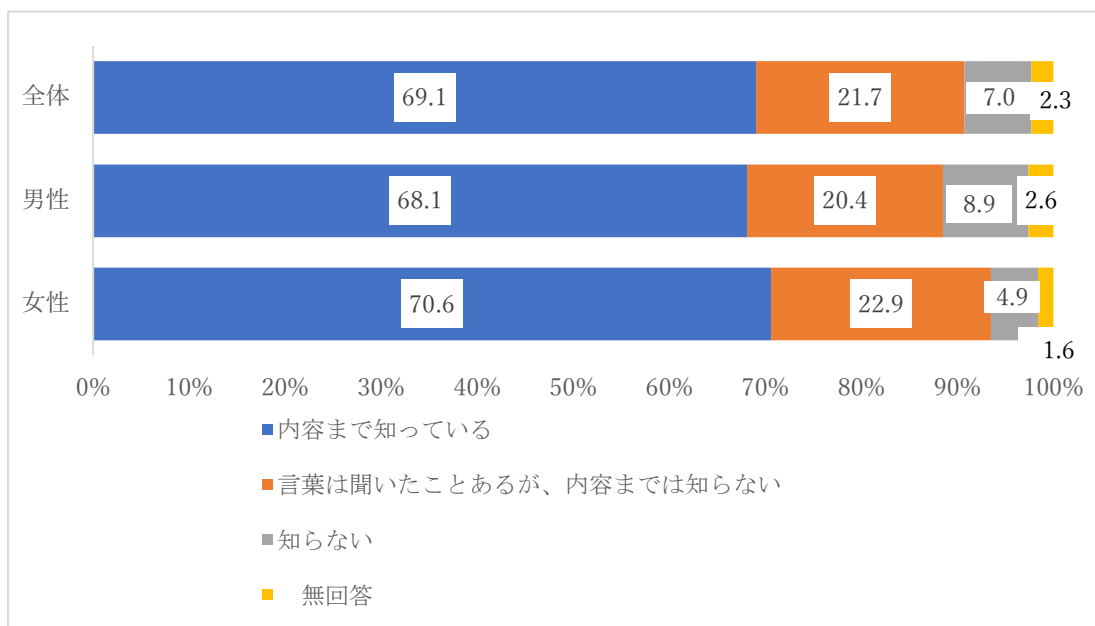
2 男女の人権の尊重

人権の尊重とは、私たち一人ひとりが、かけがえのない価値と尊厳を持った存在であることを認め合い、互いの個性や能力を尊重することです。

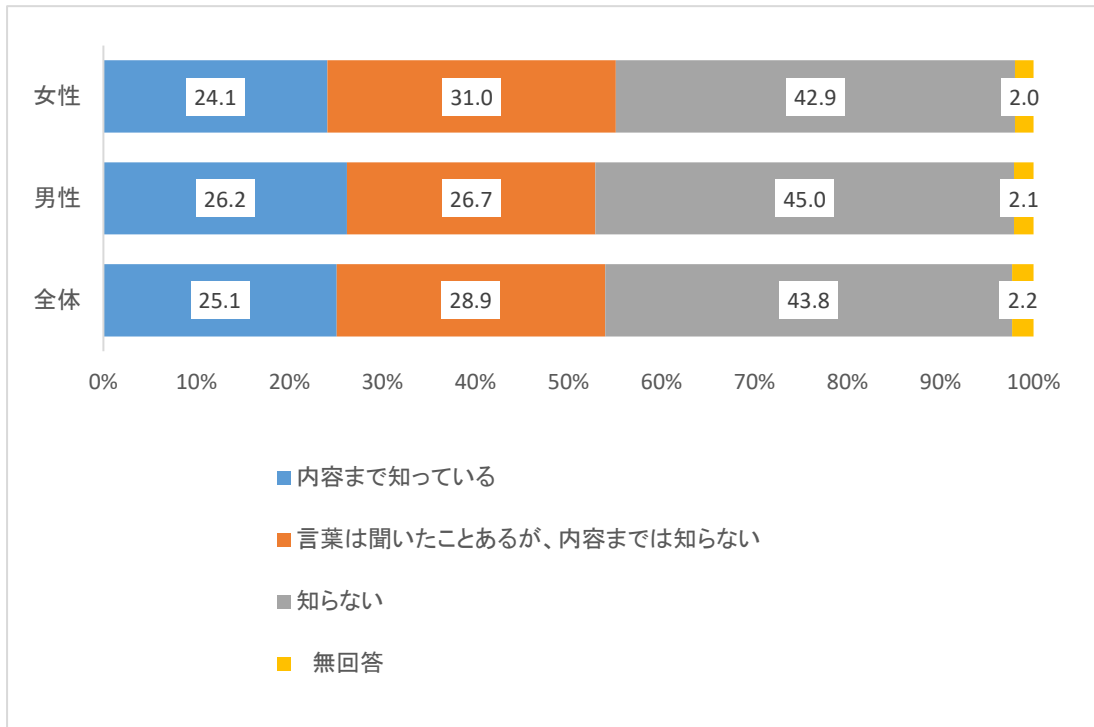
そして、暴力は、身体的なものはもちろん、精神的にダメージを与える言葉の暴力を含めて人権を侵す許しがたい行為です。パートナー（配偶者や恋人）との間で、一方が他方から身体的・精神的暴力を受けるドメスティック・バイオレンス（DV）は、近年社会問題ともなっています。しかし、町民意識調査ではDVについて28.7%の人が「言葉では聞いたことがあるが、内容までは知らない」、「知らない」と回答しており、南関町では認知が進んでいません。

将来にわたってDVの加害者・被害者とならないために、中・高校生といった若い世代を対象とした啓発が求められています。

■あなたはDV（ドメスティック・バイオレンス）を知っていますか



■あなたはデートDVを知っていますか



行動計画2 男女の個性と能力を尊重する意識づくり

(1) 人権尊重の理解と認識

具体的な取り組み	内 容	担当課
人権の意識を高めるための教育や啓発の推進	学校教育・社会教育・地域・家庭において、相互の連携を図り、男女が互いの人権を尊重する意識を持つよう、広報紙、講演会、セミナー等を通じて人権に関する情報の提供を行います。	総務課 福祉課 教育課
人権を守る環境づくり	町が発行する刊行物・広報紙等は、人権を尊重し、男女平等に配慮した表現及び内容とします。さらに、定期的に行われている人権相談の周知を図ります。	全所属課 (局)

(2) あらゆる暴力の根絶 ※DV防止法関係

具体的な取り組み	内 容	担当課
配偶者などに暴力をさせない、許さない意識づくり	配偶者やパートナーからの暴力（DV）を決して許さないという意識づくりに加え、セクシャル・ハラスメントやDV等の行為が犯罪であるという意識づけを広報紙やホームページ等を通じ行います。	福祉課 総務課 教育課
セクシャル・ハラスメント、DVやデートDVの防止と対応	セクシャル・ハラスメント、DV、デートDVの防止に向けて、職場や学校などあらゆる場での啓発活動に努め、相談窓口の周知を図ります。	福祉課 教育課 総務課
被害者の早期発見、相談体制の充実	安心して相談できる体制の充実と関係機関と連携を図り、必要な情報の提供・相談窓口の周知を行います。さらに、研修等により職員の資質の向上を図ります。	福祉課 健康推進課
被害者の自立支援に向けた取り組み	被害者の自立支援のため、関係機関と連携を図り、必要な情報の提供を行います。	福祉課 税務住民課
児童及び高齢者等に対する虐待防止	南関町虐待防止連絡協議会と連携し、児童や高齢者、障がい者等に対する虐待の予防・早期対策を行います。	福祉課 教育課 健康推進課
犯罪の起きにくい地域づくり	犯罪を未然に防ぐため定期的に防犯パトロールを実施します。	教育課 総務課

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など密接な関係にある又はあった者からふるわれる身体的、経済的、性的、精神的暴力など。

※デートDV…DVの中でも、結婚していない交際中の男女間で起こる暴力。

### 3 パートナーシップによる協働の推進

男女が対等なパートナーとして、性別による固定的役割分担意識を解消し、家庭の責任は男女が共に担うという意識をはじめ、安心、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。

また、女性がその価値観やライフスタイル等に応じ、多様な働き方を選択できる環境づくりは、女性の個性・能力発揮を促進する上で重要です。

女性が自ら望む生き方の実現に向けて、様々なライフスタイル等に応じた多様な働き方への支援が求められます。

そのため、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、女性の就業機会の拡大や継続的な就業等に向けた取組の充実、強化を図ります。

また、未来を創る子どもたちが、固定的性別役割分担意識や社会的な慣行にとらわれず、各々の個性と能力を十分に発揮して成長できるよう、子どもが生まれる前から保護者に対し、男女共同参画に関する意識啓発及び学習機会の充実を図り、両親共に妊娠期からの子育て参加を推進します。

あわせて、各家庭を取り巻く環境は、それぞれ異なるため、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行い、幼少期から男女平等意識の醸成を図ります。

#### 行動計画3 男女共同参画の視点に立った教育、保育、学習の推進

##### (1) 家庭、地域社会における男女共同参画の意識づくり

具体的な取り組み	内 容	担当課
家庭教育、社会教育における学習機会の充実	図書館に男女共同参画コーナーを設置し、情報提供を行い学習の機会を提供します。	総務課 教育課

##### (2) 就学前、学校教育における男女共同参画の意識づくり

具体的な取り組み	内 容	担当課
子ども・若年層に対する男女共同参画教育の推進	家庭教育や学校教育を通じた指導や性別にとらわれない進路指導を行います。	教育課 福祉課
教職員などへの研修の充実	教職員などへ、男女共同参画の視点に立った研修内容の充実に努めます。	福祉課 教育課



(3) 男女共同参画に関するパートナーシップの推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
育児、介護、福祉支援制度の充実	各種子育て支援や介護・福祉サービスなどの制度充実と周知を図ります。	総務課 福祉課 健康推進課

(4) 仕事と家庭生活の両立の支援

具体的な取り組み	内 容	担当課
育児、介護休業制度の周知と利用促進	誰もが仕事と家庭の両立ができるよう育児・介護休業制度の周知や男性の育児休暇等の取得推進を行います。	総務課
仕事と子育て、介護が両立できる環境づくり	子育てや介護をしている人の負担を軽減し、社会全体で支えるという意識づくりにより、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努めると共に、両立支援のため、延長保育事業、一時保育事業、放課後保育事業などを推進します。	福祉課

(5) 教育、学習事業の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
生命の教育の推進	学校教育における性教育や命の大切さの学習を実施します。	教育課 健康推進課
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理念についての啓発活動	女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという、女性自身の自己決定権に関する認識の重要性を啓発します。	福祉課 教育課 健康推進課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…女性の健康についての自己決定権を保障する考え方

#### 4 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

女性も男性も、性別にとらわれることなく互いに尊重し、社会の対等な構成員として活躍するためには、政策・方針決定過程への女性の参画は必要です。

政治の場における政策・方針決定過程では、審議会やさまざまな委員会が大きな役割となっています。

企業や民間団体でも経営者や管理職等についても、男性の占める割合が高い傾向にあるといわれ、女性を経営や管理職に登用するように働きかけることも男女共同参画社会の実現に必要です。

行政においては、男女共同参画社会実現のために、女性の登用や関連の職員研修の充実などの取り組みも必要です。

#### 行動計画4 男女共同参画の環境づくり

##### (1) 政策や方針決定の場への女性の参画の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
町の審議会などへの女性登用の促進	各種審議会等への登用状況調査を実施し、女性登用の推進を図ります。	全所属課 (局)
委員選定時における担当課との協議と公募制の推進	公募制の活用や委員選定の際に女性の選出につながる工夫を協議しながら全庁的に推進します。	全所属課 (局)
男女共同参画の視点にたった防災の取組促進	女性消防団員の加入促進や消防団員による防災学習を行い町民の防災意識向上と啓発に努めます。また、避難所運営等には女性の参画を推進します。	総務課 福祉課
地域における女性の積極的登用の推進	男女共同参画の趣旨の普及に努め、地域の諸団体における女性の役員登用を推進します。	全所属課 (局)

##### (2) 働く場での男女共同参画の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
働く場での男女平等に向けた啓発と情報発信	事業主、事業者に対する男女共同参画意識啓発のための研修の場を提供するとともに、男女が均等な機会と待遇を受けられることができるように啓発を行います。	まちづくり課

具体的な取り組み	内 容	担当課
農林商工業などにおける男女共同参画の推進	農林業や商工業などの自営業者において共同経営者、パートナーとしての女性の役割を明確にし、男女がともに快適に働けるよう環境の整備を図るとともに、女性の個性と能力を活かした施策を展開し、家族経営協定の締結や認定農業者となることなど、就業条件の整備に努めます。	経済課 まちづくり課

### (3) 地域社会における男女共同参画の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
地域社会での男女パートナーシップ	暮らしやすく活力ある地域社会を実現するために、多様なライフスタイルを持つ男女がともに地域活動に参加できるよう意識づくりや環境づくりに努めます。	総務課 まちづくり課
地域活動等の指導的立場への女性登用の意識向上	地域社会のあらゆる分野において、団体の役員や指導的立場への女性登用が増加するよう、国や県の講習会などの情報提供を行い、意識向上を図ります。	全 所 属 課 (局)

### (4) 国際的な理解の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国際的な情報提供に努めます。	総務課
国際理解のための学習機会などの充実	多様な価値観を持つ児童、生徒の育成のため、総合的な学習の時間などを活用した国際理解教育の推進を図ります。	教育課 福祉課

(5) 心身の健康づくりの支援

具体的な取り組み	内 容	担当課
各種健診事業などの充実と受診率の向上	基本健診や特定検診、妊婦健診などライフサイクルに応じた健康診断体制の充実を図り、健康づくりを推進します。また、臨床心理士等専門職と連携し、支援体制を構築します。	福祉課 健康推進課
食育、健康教育、相談事業の充実	健全で豊かな食生活を実践することができる食育の推進に努め、性別やライフサイクルに応じた心と体に関する健康教育や相談事業の充実を図ります。	福祉課 教育課 健康推進課
生涯学習の推進	男女がともに参加しやすい各種スポーツ教室の開催など、生涯学習の推進を図り、健康づくりを支援します。	教育課

(6) 安心して産み、育てられる支援の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
子育てに関する情報と学習機会の提供	男女がともに子育てについて考え、関わっていくことができるように、子育てに関する情報を提供し、学習会や講座などを開催します。	福祉課
母子の保健と健康の充実	心身ともに健康で安心して子どもを産み育てることができるように、妊産婦健診、乳幼児健診、訪問指導の充実を図り、母子の健康づくりを支援します。	福祉課 健康推進課
子育て支援体制の充実	子育て支援センターや保健センターなど、子育てについて気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。	福祉課 健康推進課
住環境の整備	ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を推進します。	建設課

\*ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## 第5章 男女共同参画に関する推進体制の充実

### 1 推進体制の充実

#### ●総合的な推進体制の充実

住民で形成する「南関町男女共同参画懇話会」との協働を図り、住民の声が施策への確に反映されるように努める

#### ●庁内の推進体制の充実

男女共同参画社会の形成へ向け、「南関町男女共同参画社会推進会議」を中心として、関係課との連携、調整を行いながら、効果的な施策の推進を図る。

#### ●職員研修の充実

男女共同参画意識を高め、推進計画の周知徹底を図るため職員研修を実施する。

#### ●相談体制の充実

相談窓口や相談事業について広く周知を図り、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、担当課、担当窓口との連携を図る。

#### ●国、県、他市町村や各種団体との連携

男女共同参画社会の実現へ向けて、国、県、他市町村との連携や関係機関、各種団体とのネットワークを図る。

【第2次南関町男女共同参画計画における取組の内容】

基本目標区分	No.	項目	当初	当初目標	結果
男女共同参画意識の改善	1	男女平等の考えを持つ人の割合	39.5%	80.0%	33.2%
男女の人権の尊重	3	「DV」・「デートDV」を知っている人の割合	DV (54.6%) デートDV (22.1%)	DV (90.0%) デートDV (80.0%)	DV (69.1%) デートDV (25.1%)
パートナーシップによる協議の推進	4	放課後児童クラブ実施箇所	1箇所	4箇所	4箇所
	5	認知症サポーター養成講座受講者総数	2,169人	3,000人	3,059人
社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進	6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用	22.4%	35.0%	24.8%
	7	女性消防団の育成及び活性化	7人	10人	10人
	8	家族経営協定締結農家数	26戸	31戸	29戸
	9	子宮頸がん検診受診率	29.0%	40%	50.3%
	10	乳がん検診受診率	35.0%	45%	40%
	11	妊娠11週以内での妊娠届出率	90.4%	100%	91.8%

## 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること

ができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に



関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする

る。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の

任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下、略)